

指定管理者制度活用事業 総括評価シート

評価年月日：平成23年7月26日

評価者：民間活用推進委員会

1. 業務概要

| | |
|-------|---|
| 施設名 | 中原老人福祉センター |
| 指定期間 | 平成21年4月1日～平成24年3月31日 |
| 業務の概要 | <ul style="list-style-type: none"> 老人福祉センターの業務 利用証の発行、教養講座・レクリエーション等の実施及び場の提供、健康相談・生活相談事業、入浴事業 施設等の維持管理に関する業務 |
| 指定管理者 | 名称：社会福祉法人 川崎市中原区社会福祉協議会 代表者：会長 青木 英光 住所：中原区今井上町34 和田ビル1F 電話：044-722-5500 |
| 所管課 | 健康福祉局長寿社会部高齢者在宅サービス課（内線：32531） |

2. 「評価の視点」に基づく事業期間全体の評価

| | 評価項目 | 事業実施状況等 |
|---|--------------------------------|--|
| 1 | 市民や利用者に十分な量及び質のサービスを提供できたか。 | 老人福祉センターの設置目的である、老人に対して、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与することとして、「生きがいと創造の事業」として鎌倉彫、手芸、盆栽の3事業を月2回実施することで、教養の向上を図るとともに適切なサービスの提供に努めた。また、指定管理者は、利用者意見を把握するため、意見箱の設置や利用者との意見交換会を開催するなど、苦情受付体制を整備するとともに、県立中原養護学校との地域交流、世代間交流を深めたことや「転倒予防教室」を開催し、利用者から成果が上がった等の意見があったことなど、利用者ニーズを把握し、サービス提供に努めた。 |
| 2 | 当初の事業目的を達成することができたか。 | 教養講座や行事の実施にあたっては、指定管理者制度導入時に事業計画書を提出し、それに基づきサービスの提供を行った。講座は利用者の教養の向上、健康保持増進、高齢者福祉の増進に資するとともに、利用者同士の交流の支援を基本方針とし、行事については、地域との交流を深めることを基本的な考えとして実施した。いずれも指定管理者の創意工夫及び地域からの要望等を取り入れ、多くの参加者があり、事業終了後のアンケートでも高い満足度が得られるなど質の高いサービスを提供した。 |
| 3 | 特に安全・安心の面で問題はなかったか。 | 日常的な健康管理対策としては、看護師が中心となり、利用者が入館の際や館内巡回時に、利用者とのコミュニケーション等を通じ、心身の状況等を確認し、利用者の身体機能面の維持を重点的に配慮した。施設の管理運営に関しては、協定書や指定管理者に毎年度事業報告書を提出させ、評価を実施することで安全・安心の面で配慮・確保している。 |
| 4 | 更なるサービス向上のために、こういった課題や改善策があるか。 | <ul style="list-style-type: none"> 今後とも、高齢者の心身に配慮しながら、魅力ある講座の企画等により利用者と増やすなどして、一層のサービス向上に努めること。 高齢者が利用しやすいよう、施設的环境・機能の充実に努めること。 地域に根ざした施設として、地域の関係団体と連携を図り、地域交流を進めること。 |

3. これまでの事業に対する検証

| | 検証項目 | 検証結果 |
|---|-----------------------------------|---|
| 1 | 所管課による適切なマネジメントは行われたか。 | 毎年度終了後に、事業報告書の提出があり、その際に実地調査又はヒアリングを行い適切な履行状況の確認を行っている。また、年度途中においては、定期的に会議を開催し、運営上の課題等について、検討を図ってきた。 |
| 2 | 制度活用による効果はあったか。 | <p>(サービス向上)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・制度導入後、送迎バスの増発や長寿荘時代からの「生きがいと創造の事業」の継続実施など、設備や行事等の充実によりサービスの向上が図られ、利用者数は導入前の前年度比約30%増となった。 <p>利用者数</p> <p>平成20年度：19,872人(指定管理導入前)</p> <p>平成21年度：26,677人</p> <p>平成22年度：26,137人</p> <p>(経費の削減)</p> <p>導入前は98,987千円であったが、指定期間平均では56,228千円となっており、年間約42,759千円の経費削減効果が認められる。</p> <p>その主な要因は人件費と考える。</p> |
| 3 | 当該事業について、業務範囲・実施方法、経費等で見直すべき点はないか | 以前の宿泊施設としての影響から、貸し室ができる部屋が限られており、環境整備を行うとともに、利用促進を図る必要がある。 |
| 4 | 指定管理者制度以外の制度を活用する余地はないか | <p>本市においては、これまでの行財政改革プランの中で、「民間でできることは民間で」という原則のもと、公の施設への指定管理制度の導入を積極的に実施してきた。</p> <p>また、当該施設の運営業務については、指定管理導入前と比較して、経費削減が図られていながら、サービスの質と量が向上し、利用者数も増加していること、これまでの実績において、法及び制度趣旨、財産管理等において問題がないことから、指定管理制度を引続き活用することが妥当であると考ええる。</p> |

4. 今後の事業運営方針について

当施設は平成20年度まで、直営施設であり、平成21年度から中原区社会福祉協議会が指定管理者として、施設の管理運営にあたることとなった。管理運営者が変わったことによる大きな混乱もなく、従来からの事業を引き継ぎながらも、利用者からの要望や経費節減などに対応するなど、指定管理者の導入に伴い、より市民サービス向上につながる運営ができるようになった。老人福祉センターは、今後も介護予防拠点としての機能強化及び増加する高齢者の受け皿として、本市の高齢者施策を実現するための重要な役割を担っていく施設であり、指定管理者の創意工夫により更なるサービスの向上が期待されるため、引き続き指定管理者制度による管理運営が望ましいと考える。